たんぽぽだより　No92　2010年5月・6月

暮らし・福祉・教育優先の市政をめざして
みんなが住んでよかったと思える川西市に…

たんぽぽだより

日本共産党川西市議会議員　黒田みち

市会議員団控え室 TEL740-1111(内線4020)
直通FAX759-1811
黒田みち事務所 TEL 795-4760
たんぽぽだよりブログ
http://kurodamich.exblog.jp

国の政治も川西市のくらしも住民の手で作り変えよう

行政視察へ

5月10日（月）から所沢市、狭山市へ「議会運営委員会」で視察。

所沢市では、昨年度「議会基本条例」をつくった議員さん達から直接お話を聴くことができました。

市民を代表する議事機関として、市長等執行機関と健全な緊張関係を保ちながら真の地方自治実現のためにどう議会改革などを進めていくか・・・議会として問われていく内容で、視察、議論できたことはとても有意義でした。

議員数、議員報酬、政務調査費などの情報提供、説明責任だけでなく、「議会報告会」を開催するなど議会としての責務を明らかにし、行動していくことが求められます。

私達日本共産党議員団は、川西市でも議員報酬削減提案をしたり（保守・公明会派が否決）、配布している議員団報告のように「議案、請願で意見が分かれたものこそ議員名、意見を市民に知らせるべき」と提案。政務調査費は1円から領収書添付で公開すべきとしていました。一歩ずつ実現していますが、もっともっと住民目線で改革をしていきたいと考えています。

市民の付託を受けて活動する議員が、市民の期待に応えるよう研鑽していくことができるよう議会として改革していきたいと考えています。

私達は、「自治基本条例」の制定を求めてきましたが、今、川西市として「（仮称）市民参加条例」を策定中です。

まちづくりを考える主体は住民であるという軸足を大切に情報を共有し「住んでよかったと実感できる」まちづくりを今後も進めていきます。

6月からこども手当の支給がはじまります

自動的に「こども手当」に継続される方・・・

H22年3月31日現在「児童手当（小学校卒業まで）」受給世帯は手続きの必要はありません。

下記の方は手続きが必要です！

☆「所得制限」で「児童手当」受給していなかった世帯は「こども手当認定請求書＊」提出がいります。

☆H22年4月現在、中学2年生、3年生のみのこどもが居る世帯は「＊」提出が必要です。

☆「児童手当」受給世帯でも、H22年4月現在中学2年生、3年生のこどもが居る世帯は「こども手当増額改定請求書」提出が必要です。

☆こどもと別居の場合などでも受給できる場合があります

詳しくは、　川西市のホームページや
市役所　こども部　子育て支援課　740－1179

地域でこんなことが起こっています

携帯電話基地局建設（大和）

狭山市視察先にて

地域の方から、「携帯電話基地局の建設」についての情報がありました。

昨年9月、「H22年2月頃、大和東2－91に基地局を建設する予定」と下請企業から説明があったそうです。すぐに反対の意考をご本人や自治会からも伝えられた経過があります。

しかし、5月連休明け、同じ企業が「光風台4－320に基地局建設」のビラ配布。

問題点は、①電波のとぶ地域(大和)で反対の声があると県境を越えた自治会の許可（電波はとばない）を得て工事をするというあり方。②近隣住民に配布されたビラの内容「基地局によるTV電波反射等で受信障害が発生した場合は、対処いたします。」の文言がなくなっていること(昨年9月配布ビラ比)。③住民に説明会が開催されないこと。

川西市ではH18年に清和台地域で電磁波によると考えられる問題が起こり、市としてH19年に15m超の基地局を対象とした「要綱」を作成しました。

今回の基地局は14．95mという内容になっています。

「電磁波」による健康被害や電気機器への影響は、建物の向きなど今も調査中の段階です。

まずは、住民に説明会が開催されることが大切だと考えますがいかがでしょうか。

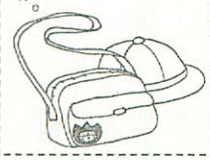

黒豆のつぶやき

「消費税学習会」に参加。

09年度、ひとり暮らしの方で670111円。4人家族で16万5000円の消費税負担。

10年連続、収入が減り負担が増え続けているわが国で、これ以上増税になれば私達の生活や商売が成り立つはずがありません。

イギリスは17．5％（昨年から15％）ですが、食料・日用品はゼロ課税。医療・教育費が無料、その財源が元気で体力のある「大企業」「大資産家」の応分の負担で成り立っていることは知らされていません。

「所得1億円を超えると所得税の負担率が減る」日本の国は世界では非常識。

この間、国民が払った消費税224兆円。大企業と大資産家の減税208兆円、軍事費の増額部分が22．5兆円。

消費税導入が「少子高齢化のため」でなかったことは私達が今、実感しています。

日本共産党以外は、「福祉税」にして増税とか言いますが、「福祉」を「消費税（年間12．7兆円）」でしか対応しないことにでもなったら最悪です。自民党は、「国民安心税」に名前変えちゃう?とか・・・あきれます。超元気な所の減税分を元に戻すだけで7兆円の財源が生まれるんですけど・・・。

世界一危険な普天間基地は無条件撤去を！！

みんなが住んでよかったと思える川西市に……

くらし・福祉・教育優先の市政をめざして
ご意見・ご要望をお寄せください

貸金業法が変わります

6月18日から、貸金業法が変わります。高金利・多重債務被害解決を目指す幅広い国民のたたかいが実り、2006年に国会で全会一致で成立して以来、段階的に改正されてきた同法ですが、今回の改正で完全施行となります。その内容と、今後の課題は―。

（寺田　可奈）

日本のサラ金（消費者金融）利用者は約1400万人、多重債務者は200万人以上です。

高金利で貸し付けられ、返済できないことから起きる、多重債務。今回の法改正で、多重債務者の発生防止を目的とした仕組みが、本格的に動き出します。

貸金業法完全施行のポイントは、三つです。

1 総量規制 借り過ぎ・貸し過ぎ防ぐ

借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借り入れができなくなります。また、借り入れの際に、基本的に、源泉徴収票など年収を証明する書類が必要になります。総量規制が適用されるのは、貸金業者から個人が借り入れを行う場合です。銀行からの借り入れや、法人名義での借り入れは対象外です。

金融庁の調査では、年収の3分の1を超す借入残高がある人は、借入目的に「借入金の返済」「生活費の補てん」をあげる割合が高くなっています。

日本貸金業協会の調査では利用者の約5割（700万人ほど）が年収の3分の1を超える借り入れがあると推計され、年収300万円以下の人では7割に該当します。

2 上限金利の引き下げ グレーゾーン金利撤廃

これまで法律上の上限金利には、①銀行などが基準とする利息制限法の年利15～20％、②貸金業者・サラ金が基準とする出資法の年利29・2％の2つがあり、この間が「グレーゾーン金利」とされてきました。今回の改正で、出資法の上限金利が20％に引き下げられ、「グレーゾーン金利」が撤廃されます（図参照）。

3 貸金業者への規制強化 取り立てなどの規制も

参入条件の厳格化、自主規制機能の強化、取り立てなどの行為の規制強化、などが実施されます。

多重債務は必ず解決できる

来月18日から完全施行へ

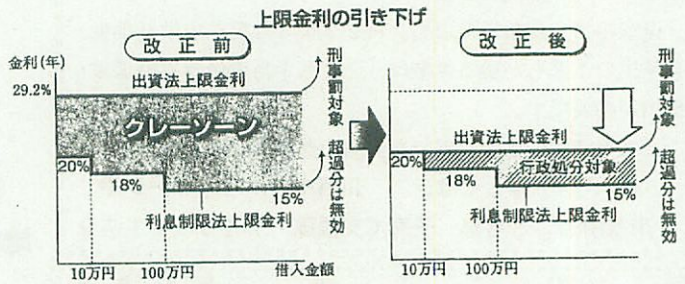

生活立て直すきっかけに

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
本多　良男事務局長の話

貸金業法の完全施行は、多くのクレジット・サラ金被害者の苦しみを胸に刻んで活動してきた私たちにとって、30年来の悲願達成です。

グレーゾーン金利ついに撤廃

高金利、過酷な取り立て、過剰融資のサラ金3悪で、多くの人が自殺、退職、蒸発、離婚に追い込まれてきました。被害者が世論に訴えることで被害をなくそうと、1982年に結成し、全国で運動してきました。当初109・5％だった出資法の上限金利が段階的に引き下がり、ついにグレーゾーン金利撤廃を実現できたことは、大勝利です。

ヤミ金融への返済義務はない

一部に、「総量規制で借りられなくなるのは、ヤミ金融被害を増やすことになる」という意見がありますが、貸金業登録をしていないヤミ金融は違法であるため、貸付契約は成立せず、元金も含めて返済義務はないことが最高裁判決で確定しています。改正法の完全施行に合わせて、ヤミ金融の撲滅に向けた取り締まりが強化されます。被害の撲滅が今後の課題です。

同時に、公的融資の拡充、低金利、無担保で融資するセーフティーネット貸付けの充実、貧困をなくすための社会保障の充実が、重要です。

私たちは現在借り入れをしている人には、「全取引の経過を取り寄せ、利息制限法で再計算し圧縮したうえで、無理のない返済方法に組み替える」、「7年以上支払いをしていれば過払いになっている可能性が高いので、返還請求をする」などのアドバイスをしています。

今回の法改正を、生活を立て直すきっかけにしましょう。借金の解決は必ずできます。当会（☎03―5207―5507、平日午後1時～6時）や、弁護士会、司法書士会、法テラス、自治体の多重債務相談窓口などに相談してください。

Q&A 貸金業法って?

Q 貸金業者とは、どんなもの?

A 財務局や都道府県に登録しているサラ金（消費者金融）、クレジットカード会社などです。銀行などは貸金業者ではありません。

Q 借入残高が年収の3分の1を超えていますが、すぐに返済が必要?

A 新規契約ができないだけで、契約通りに返済すれば問題ありません。

Q 「年収の3分の1を超えない」のは、一つの業者から?

A 全ての業者からの借り入れの合計が、年収の3分の1を超えないようにします。

Q 借入残高が年収の3分の1を超えているかどうか、どう調べるの?

A 貸金業者からの借入残高のデータは、「指定信用機関」に集められ、貸金業者が借り手の借入残高を把握します。

Q 年収を証明する書類をなぜ提出するの?

A 貸金業者に、借り手の返済能力の調査を義務付けているからです。個人が借金する場合、①1社から50万円を超えて借りるとき、②複数社から100万円を超えて借りるなどの場合は、提出が必要です。

Q 専業主婦（主夫）で、年収の証明書がありませんが?

A 配偶者の同意書と年収証明書、住民票などの夫婦関係証明書の提出が義務付けられます。

Q 住宅や車のローンがありますが?

A 住宅や車、その他買い物での取引については、貸金業法は適用されません。

◇　◇

金融庁ホームページ http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html

ヤミ金融の取り締まり強化も大事

しんぶん赤旗
日刊●月2,900円
日曜版●月　800円
をお読みください
お申し込みは黒田みちまで（TEL&FAX 790-3055）